

死因究明に資する死亡時画像診断
の活用に関する検討会

死亡時画像診断(Ai)に 関する意見書

日本病院団体協議会
日本私立医科大学協会病院担当理事

小山 信彌

(東邦大学医学部心臓血管外科)

日本病院団体協議会加盟11団体

- ・ 国立大学附属病院長会議
- ・ 日本私立医科大学協会
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 全国自治体病院協議会
- ・ 全日本病院協会
- ・ 日本医療法人協会
- ・ 日本精神科病院協会
- ・ 日本病院会
- ・ 全国公私病院連盟
- ・ 日本慢性期医療協会
- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構

各病院からの意見

- ・ 死亡時画像診断の導入については賛成であるが、施設内のコンセンサス形成、体制整備が課題である。
- ・ 教育、研究という観点からは死亡時画像診断と病理解剖との両者がなされることが望ましいと考える。
- ・ 死亡時に画像を撮影する患者側の条件(例えば、CPAに限るとか、死亡診断書が書けない場合に限る、など)

各病院からの意見2

- ・ 以下の条件に留意しながら、死因究明に資する死亡時画像診断(Ai)について積極的に検討を進めるべきだと思います。
 - ①解剖に取って代わるものではないので、解剖率の増加に関しては別途方策を講じる必要がある
 - ②Aiの特性や限界について、引き続き検討を行うことが必要
 - ③現状の医療資源(人、機器、資金)を流用するのではなく、Aiを進めるための予算を別途確保することが必要

各病院からの意見

- ・ Ai診断は監察医制度が運用されていない地域では、大変重要
- ・ 全ての異状死において、完全な死因解明ができるとは思えないが、司法解剖をするか否かのscreeningには有用
- ・ 監察医務院のない全ての自治体で運用されることを切に願う

各病院からの意見3

- ・ 撮影した画像の取扱い(希望に応じて遺族へ渡すのか?死亡と関係のない異常が見つかり、無用なトラブルの原因になりかねない)
- ・ Aiの結果を医療訴訟や医療責任に結び付けないこと
- ・ 医療訴訟の材料としないこと

各病院からの意見4

費用に関する意見

- ・ 診療報酬上の扱いをどうするか
- ・ Aiの費用は、保険診療とは別に保証された方が良い
- ・ Aiの費用を保険診療とは別に支払われるとすると剖検に対してもその費用が支払われても良い。

各病院からの意見

- ・ 死亡後なので、当然ながら診療報酬の対象とはならない。それに代わる費用、体制(人員、設備)の確保が必要である。
- ・ 医療施設で実施した場合の経費(画像撮影に掛かる経費、読影者の人件費、報告書作成経費)補填をすべて国(行政)が補填する

各病院からの意見5

- ・ Aiが選択される場合、その費用、体制(人員、設備)が保証される必要がある。
- ・ 病理解剖、司法解剖、行政解剖とAiの位置づけが必要である
- ・ 2次医療圏毎に配置することは困難。
- ・ 地域によっては、専門の放射線科医師の確保が困難
- ・ Ai読影に長けた放射線科医師による遠隔画像診断も考慮すべきである。

各病院からの意見6

- ・ CTの撮影は「医療」の枠組みで行う？
- ・ 「検視・死体検案」の枠組みで行う？
- ・ 医療機関内のCT装置で行うのか？
- ・ 院外(自施設以外の医療機関や医学部、監察医務院等)に御遺体を搬送して行う？

まとめ

- ・ 死因究明の1手段としての導入には賛成
- ・ 解剖にとって代わるものではない
- ・ Aiの選択基準(適応基準)
- ・ 病理解剖、司法解剖、行政解剖とAiの位置づけが必要である
- ・ Aiの読影の専門家の養成の必要性
- ・ 専用の機械の設置が必要

費用の問題

- ・ 保険診療内で行うのは否定的
- ・ 費用の負担は、患者、病院、行政
- ・ 別枠の予算を組むのか

Aiiに対する基本的な考え方

(私見ですが)

- 死因究明の1手段としての導入には賛成
- 病理解剖にとって代わるものではない
- 使用する機器は専用機を使用
- 撮影技師、読影医の育成

- 設置場所としては大学病院
- 病理解剖か、法理解剖かの位置づけ
- 費用の負担は

死因究明制度を早急に立法化